: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止と 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済 燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及 び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に 関する説明書	資料構成の相違による。

: 前回提出時からの変更箇所

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		1. 概要	
		本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関す	
		る規則」(以下,「技術基準規則」という。)第26条第1項第4号及び	
		第7号並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基	
		準に関する規則の解釈」(以下、「解釈」という。) に基づき、燃料取扱	
		いに使用するクレーン,装置等の燃料取扱設備における,燃料集合体	
		の落下防止対策について説明するものである。あわせて、技術基準規	
		則第26条第2項第4号ニ及びその解釈に基づき、燃料取扱設備等の	
		重量物が落下しても使用済燃料プールの機能が損なわれないことを	
		説明する。	
		2. 基本方針	
		燃料取扱設備は、通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料(以	
		下,「燃料体等」という。)の落下防止機能(ワイヤロープ二重化,動	
		力電源喪失時の自動ブレーキ機能等)を有する設計とする。	
		また、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物	
		の落下時においても、使用済燃料プールの冷却機能、遮蔽機能が損な	
		われないようにするため、燃料体等の落下に対しては十分な厚さのス	
		テンレス鋼内張りを施設して使用済燃料プール水の減少に繋がる損	
		傷を防止するとともに、クレーン等の重量物の落下に対しては適切な	
		落下防止対策を施す設計とする。また、使用済燃料プール内への重量	
		物の落下によって燃料体等が破損しないことを計算により確認する。	
		3. 燃料取扱設備における燃料集合体の落下防止対策	
		燃料取扱設備は、燃料交換機、原子炉建屋クレーン及び燃料チャン	設備を称の相違に上
		ネル着脱機で構成する。燃料交換機、原子炉建屋クレーン及び燃料チ	る。
		ヤンネル着脱機は、新燃料を原子炉建屋原子炉棟内に搬入してから原	_
		子炉に装荷するまで、及び使用済燃料を原子炉から取り出し原子炉建	(使用済燃料乾式貯蔵
		世界に表向するまで、及び使用海然科を原丁炉から取り山し原丁炉建 屋原子炉棟外へ移送するまでの取扱いを行える設計とする。	建屋天井クレーンに対
		産床」が1次で19点りるよくの4X1Xでで11人る以前とりる。	応する設備はない)
		使用済燃料の使用済燃料プールからの搬出には, 使用済燃料輸送容	
		器を使用する。搬出に際しては,原子炉建屋原子炉棟内のキャスク除	設計の差異による。

: 前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の

燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書)			
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		染ピット等にてキャスクの除染を行う。	(現状, 乾式貯蔵は行
			っていない)
		また,燃料取扱設備のうち,原子炉建屋クレーンは,未臨界性を確	
		保したキャスクに収納して吊り上げる場合を除き,燃料体等を1体ず	
		つ取り扱う構造とすることにより、臨界を防止する設計とする。燃料	設備名称の相違によ
		交換機及び燃料チャンネル着脱機は,燃料体等を1体ずつ取り扱う構	る。
		造とすることにより, 臨界を防止する設計とする。燃料交換機におい	
		ては燃料体等の原子炉から使用済燃料プールへの移送, 使用済燃料プ	
		ールから原子炉への移送及びキャスクへの収納時等に燃料体等を吊	
		り上げた際に、燃料チャンネル着脱機においては燃料体等の検査等を	
		行う際に、水面に近づいた状態にあっても、燃料体等からの放射線の	
		遮蔽に必要な水深を確保できる設計とする。	設計の差異による。
			(使用済燃料乾式貯蔵
			建屋天井クレーンに対
		さらに,燃料取扱設備は,地震荷重等の適切な組合せを考慮しても	応する設備はない)
		強度上耐えうる設計とするとともに, ワイヤロープの二重化, フック	
		部の外れ止め及び動力電源喪失時の保持機能等を有することで,移動	
		中の燃料体等の落下を防止する設計とする。ワイヤロープ及びフック	
		は、それぞれクレーン構造規格、クレーン等安全規則の規定を満たす	
		安全率を有する設計とする。	
		また、燃料取扱設備は、その機能の健全性を確認するため、定期的	
		に試験及び検査を行う。	
		燃料取扱いに使用する燃料交換機,原子炉建屋クレーン及び燃料チ	設備名称の相違によ
		ャンネル着脱機の概要を以下に示す。	る。
			設計の差異による。
			(使用済燃料乾式貯蔵
			建屋天井クレーンに対
		3.1 燃料交換機	応する設備はない)
		燃料交換機は原子炉建屋原子炉棟 3 階に設けたレール上を水平に	設備名称の相違によ
		移動するブリッジと、その上を移動するトロリで構成する。	る。
		トロリ上には、燃料体等をつかむための <mark>グラップルヘッド</mark> を内蔵し	設計の差異による。
		た燃料つかみ具があり、燃料体等は、 <mark>グラップルヘッド</mark> にてつかま	設備名称の相違によ
		れた状態で原子炉及び使用済燃料プール内の適切な位置に移動する	る。
		ことができる設計とする。	
		ブリッジ及びトロリの駆動並びに燃料つかみ具の昇降を安全かつ	設備名称の相違によ

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能要 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		確実に行うために、 <mark>グラップルヘッド</mark> には機械的インターロックを記	ひ る。
		ける。	
		グラップルヘッドのフックは空気作動式とし,燃料体等をつかんだ	ご 設備名称の相違によ
		状態で空気源が喪失しても、フック開閉用のエアシリンダ内のバネ	こ る。
		よりフックが閉方向に動作する。また、燃料体等を吊った状態におい	`
		て、メカニカルロック機構によりフックが固定されるため、フックレ	ま 記載表現の相違によ
		開方向に動作しないことから,燃料体等の落下を防止する構造とする	る 。
		(図 3-4 参照)。また、燃料つかみ具は二重のワイヤロープで保持・	†
		る設計とする (図 3-3 参照)。	
		燃料交換機は, 取扱い中に燃料体等を損傷させないよう荷重監視	設備名称の相違によ
		行うことにより、あらかじめ設定する荷重値を超えた場合、上昇を	且 る。
		止するインターロックを有することで燃料体等の破損やそれに伴	5
		燃料体等の落下を防止する設計とする。あわせて、動力電源喪失のな	見
		合にも燃料体等の保持状態を維持するために、電磁ブレーキのスプ	J
		ング機構を有した設計とする(図 3-1, 3-2 参照)。	資料構成の相違によ
			る。
		燃料交換機は耐震Bクラスで設計するが、耐震Sクラス設備への	皮 設備名称の相違によ
		及的影響を及ぼさないことを確認するため, 基準地震動 S s による記	平 る。
		価を実施し、走行部はレールを抱え込む構造として地震時に落下する	3
		ことがない設計とする。耐震設計の方針は、添付書類「VI-2-11-2-	9
		燃料交換機の耐震性についての計算書」に示す。	
		3.2 原子炉建屋クレーン	
		原子炉建屋クレーンは、原子炉建屋内壁に沿って設けたレール上を	È
		水平に移動するガーダと、その上を移動するトロリで構成する。	
		原子炉建屋クレーンは、原子炉建屋原子炉棟内で新燃料輸送容器	
		キャスクの移送及び新燃料等の移送を安全かつ確実に行うものでる	ъ
		る。 本クレーンは、新燃料輸送容器、キャスク及び新燃料等の移	<u>¥</u>
		中において、動力電源が喪失しても確実に保持状態を維持するたと	5
		に、電磁ブレーキのスプリング機構を有した設計とする(図 3-1, 3	- 資料構成の相違によ
		2 参照)。	る。
		フックは, 玉掛け用ワイヤロープ等が当該フックから外れること	È
		防止するための装置を設ける(図 3-5 参照)。さらに、重量物を吊っ	資料構成の相違によ
		た状態において,使用済燃料プール上を通過できないよう,モード	選 る。
		択により、移送範囲の制限を行うためのインターロックを設ける(『	

: 前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の

燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書) 女川原子力発電所第2号機 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機 備考 東海第二発電所 3-7, 3-8 参照)。 また、重量物を移送する主巻フックは二重ドラム方式にすることで 設計の差異による。 仮にワイヤロープが 1 本切れた場合でも残りのワイヤーロープで重 量物が落下せず、安全に保持できる設計とする(図3-6参照)。 資料構成の相違によ 補巻フックにおいては、クレーン構造規格を満足したワイヤロープ の使用と, 玉掛け用ワイヤロープ等が当該フックから外れることを防 止するための装置を設けた設計とする。 原子炉建屋クレーンは耐震Bクラスで設計するが、耐震Sクラス設 備への波及的影響を及ぼさないことを確認するため、基準地震動Ss による評価を実施し、走行部は浮き上がり代を設けた構造として地震 | 時に落下することがない設計とする。耐震設計の方針は、添付書類「VI | 資料 構成 の 相違 によ -2-11-2-8 原子炉建屋クレーンの耐震性についての計算書 に示す。 設計の差異による。 (使用済燃料乾式貯蔵 建屋天井クレーンに対 応する設備はない)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		3.3 燃料チャンネル着脱機	記載表現及び設備名
		燃料チャンネル着脱機は、1体のみ燃料体等を載せることのできる	
		台座と燃料体等が倒れないよう上部で保持する固定具が一体となり	1 1 1 2 1 3 1 3 1
		昇降する装置である。燃料チャンネル着脱機は、新燃料搬入等の際に	
		燃料体等を保持して昇降し、原子炉建屋クレーンと燃料交換機間の受	
		け渡しを行うとともに、検査対象となった燃料体等のチャンネルボッ	
		クスを取り外すための当該燃料体等の昇降, 及び燃料体等の検査等の	
		ために当該燃料体等を昇降する装置である。燃料チャンネル着脱機	
		は,動力電源喪失の場合にも確実に燃料体等の保持機能を維持するた	
		めに、電磁ブレーキのスプリング機構を有した設計とするとともに、	
		常用下限及び非常用下限のリミットスイッチによるインターロック	
		及び燃料体等が倒れないよう上部で保持する固定具により燃料体等	
		の落下を防止する設計とする (図 3-1, 3-2, 3-9 参照)。	乳件タチの担告に
		燃料チャンネル着脱機は耐震Bクラスで設計するが、耐震Sクラス 設備への波及的影響を及ぼさないことを確認するため、基準地震動S	
		sによる評価を実施し、地震時に落下することがない設計とする。耐	.J.
		震設計の方針は、添付書類「VI-2-11-2-21 チャンネル着脱機の耐震	資料構成の相違に
		性についての計算書」に示す。	る。
			設計の差異による。
			(燃料体等が漏えい
			知溝上に落下しても
			全であることを評価
			ているため, 設置場
			の考慮は不要)
		3.4 まとめ	資料構成の相違に
		燃料取扱設備における燃料体等の落下防止対策をまとめたものを	る。
		表 3-1 に示す。	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		表 3-1 燃料体等の落下防止対策	設計の差異による。
		機器名称 落下防止対策	(使用済燃料乾式貯蔵
		(1) 巻き上げ機は電源喪失時に電磁ブレーキのスフ 持する構造	リング機構で保 建屋天井クレーンに対
		(2) 燃料つかみ具は二重ワイヤーロープで <mark>グラッフ</mark>	
		燃料交換機 する構造 (3) グラップルヘッドは空気源喪失時にも燃料集合	
		(4) <mark>グラップルヘッド</mark> の機械的インターロック (5) 燃料体等取扱い時の過荷重インターロック	一, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		(1) 巻き上げ機は電源喪失時に電磁ブレーキのスフ	
		持する構造 原子炉建屋 (2)フックの外れ止め	異)
		クレーン (3) 主巻フックは二重ドラム方式とし仮にワイヤー れた場合でも重量物が落下せず安全に保持でき	
		(4) モード選択による移送範囲を制限するインター	ロック
		(1) 電源喪失時に電磁ブレーキのスプリング機構でる構造	駆動軸を保持す
		燃料デャンネル 者脱機 (2) 常用下限及び非常用下限のリミットスイッチに ック	よるインターロ
		(3) 固定具により燃料体等が倒れないように上部で	保持する構造
		【巻き上げ機運転時(電源投入時)の状態】 巻き上げ機運転時は、電磁石にてブレーキ板を吸いる板とブレーキライニングの間に隙間ができるため、駆動な状態である。	
		図 3-1 電磁ブレーキの概要	資料構成の相違に

: 前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の

燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書) 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機 東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機 備考 【巻き上げ機停止時(電源遮断時)の状態】 る。 巻き上げ機停止時, あるいは, 電源遮断時には, 押しバネの力によ 設備名称の相違によ ってブレーキ板をブレーキライニングに押し付け, 駆動軸が回転でき ない状態である。 第3-2図電磁ブレーキの動作原理 資料構成の相違によ 燃料交換機のワイヤロープは,2本有しており,仮にワイヤロープ 設備名称の相違によ が1本破断したとしても,残りのワイヤロープ1本で燃料体等,グラ ップルヘッド

及びマストを保持でき、燃料体等を落下させず、安全に 設計の差異による。 支持できる設計とする。 (2 本のワイヤロープ により燃料つかみ具を 吊っている) 図 3-3 燃料つかみ具の二重ワイヤロープで<mark>グラップルヘッド</mark>及びマ 資料構成の相違によ ストを保持する構造 る。

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			設計の差異による。
			記載箇所及び記載表現
			の相違による。
			(女川は図3-1,図3-2
			に記載)

: 前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の

グラップルヘッドは、動力源となる作動空気が喪失した場合でも、 フック開閉用のエアシリンダ内のバネによりフックが閉方向に動作 る。		燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の		NV. In
フラク関係のであったが急にないで、	《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
する。また、燃料体等を吊った状態において、プロ・プロ・プロ・プロ・プロ・プロ・プロ・プロ・プロ・プロ・プロ・プロ・プロ・プ				
カニカルインターロック機構によりアックが固定されるため、アック は関方向に動作しない。また、メカニカルインターロック機構をフラク 分別方向に動作するため、影響を対象が関係を定し、ハンドル部が向きを押し上げる必要があり、このような機能的インターロックを備なて いるとともに、フックは動力線となる作動を気が事実した場合でも、 フック関閉用エアンリング内のハネにより、常に関力向に動作する。				
は関方向に動作しない。また、メカニカルインターロック機構をフック関方向に動作させるには、燃料集合体が高度し、ハンドル部が可向を埋しているとともに、フックは動力原となる作動空気が喪失した場合でも、フック関制用セブシリング内のバネにより、常に助力向に動作する。 W計の主義による。 がアンブルーンド記載会校 設計の主義による。			する。また、燃料体等を吊った状態において、 <mark>グラップルヘッド</mark> はメ	記載表現の相違によ
ク関方向に動作させるには、燃料集合体が豪靡し、ハンドル部が内筒 を押し上げる必要があり、このような機械的ペンターはックを備えて いるともに、フック関閉用エアシリング内のバネにより、常に 関方向に動作する。 プラップルペット が新念図 変計の差異による。			カニカルインターロック機構によりフックが固定されるため, フック	る。
を押し上げる必要があり、このような機械的インターロックを備えているとともに、フックに動力派となる作動や気が疾失した場合でも、フック開閉用エアシリング内のバネにより、常に関力的に動作する。			は開方向に動作しない。また、メカニカルインターロック機構をフッ	
いるとともに、フックは動力原となる作動空気が喪失した場合でも、フック開閉用エアシリンダ内のパネにより、常に関力向に動作する。			ク開方向に動作させるには、燃料集合体が着座し、ハンドル部が内筒	
フック開閉用エアシリンダ内のパネにより、常に関方向に動作する。 スフップルへの「部帯を図 設計の差異による。			を押し上げる必要があり、このような機械的インターロックを備えて	
フック開閉用エアシリンダ内のパネにより、常に関方向に動作する。 スフップルへの「部帯を図 設計の差異による。			いるとともに、フックは動力源となる作動空気が喪失した場合でも、	
				割引 の美田 による
図 3-4 グラップルペットの空気源喪失時にも燃料体等をつかむ構造 設計の差異による。			<mark>クラッフルヘット</mark> 部機念図	設計の差異による。
図 3-4 <mark>グラップルヘッド</mark> の空気源喪失時にも燃料体等をつかむ構造 設計の差異による。				
図 3-4 <mark>グラップル〜ッド</mark> の空気源喪失時にも燃料体等をつかむ構造				
図 3-4 <mark>グラップルヘッド</mark> の空気源喪失時にも燃料体等をつかむ構造 設計の差異による。				
図 3-4 <mark>グラップルヘッド</mark> の空気源喪失時にも燃料体等をつかむ構造 設計の差異による。				
図 3-4 <mark>グラップルヘッド</mark> の空気源喪失時にも燃料体等をつかむ構造 設計の差異による。				
図 3-4 <mark>グラップルヘッド</mark> の空気源喪失時にも燃料体等をつかむ構造 設計の差異による。				
図 3-4 <mark>グラップルヘッド</mark> の空気源喪失時にも燃料体等をつかむ構造 設計の差異による。				
図 3-4 グラップルヘッドの空気源喪失時にも燃料体等をつかむ構造 設計の差異による。				
図 3-4 <mark>グラップルヘッド</mark> の空気源喪失時にも燃料体等をつかむ構造 設計の差異による。				
図 3-4 グラップルヘッドの空気源喪失時にも燃料体等をつかむ構造 設計の差異による。				
図 3-4 <mark>グラップルヘッド</mark> の空気源喪失時にも燃料体等をつかむ構造 設計の差異による。				
図 3-4 <mark>グラップルヘッド</mark> の空気源喪失時にも燃料体等をつかむ構造 設計の差異による。				
			図 3-4 グラップルヘッドの空気源喪失時にも燃料体等をつかむ構造	設計の差異による。

: 前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-3-3) 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の

燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書) 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機 東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機 備考 フックの外れ止め装置は、吊荷がフックから外れないように<mark>錘の自</mark> 設計の差異による。 **重**により通常位置に保持されるため、吊荷のフックからの脱落を防ぐ ことができる。 図 3-5 フックの外れ止め装置 表現の相違による。 主巻装置の落下防止対策として、ワイヤロープ及び減速機、ブレー 設計の差異による。 キ,ドラム等を二重化し重量物が落下しない設計 (二重ドラム方式) としている。 図 3-6 二重ドラム方式概念図 設計の差異による。 設計の差異による。 (二重化による落下防 止対策であるため,動 作原理の説明は不要)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			設計の差異による。
			設計の差異による。
		図 3-7 原子炉建屋クレーンのインターロック (B モード) による重量物移送範囲	設計の差異による。 (移送範囲は異なる
		による里里物物心配西	(炒込 型 四 は 共 な る

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			が、移送範囲にインタ
			ーロックを設ける落下
		II I	防止対策に差異はな
			V)°)
		図 3-8 原子炉建屋クレーンのインターロック (A モード)	設計の差異による。
		によるキャスク移送範囲	(移送範囲は異なる
			が,移送範囲にインタ ロックを設ける落下防
			止対策に差異はない。)
			亚州来10年来18·30 。)
		燃料チャンネル着脱機は、1体のみ燃料体等を載せることのできる	
		可動台と燃料体等が倒れないよう上部で支持するローラガイドが一	
		体となり昇降する設計となっており、常用下限及び非常用下限のリミ	
		ットスイッチによるインターロックとあいまって、燃料体等の落下を	
		防止する。	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説 所 第7号機 東海第二発電所		女川原子力発電所第2号機	
// 「日本がいれないか 1 / 1 公 1 公 1 公 1 2 1 1 2 1 1 2 1 2 1 2 1 2	水山中水 → 兀 电/기	タ川州1 77元电別第2	-A - INM	備考
		図 3-9 燃料チャンネル着脱		記載表現の相違に
				る。

: 前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の

	燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能		T
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		4. 使用済燃料プール周辺設備等の重量物の落下防止対策	
		4.1 落下防止対策の基本的な考え方	
		模擬燃料集合体の気中落下試験(以下、「落下試験」という。)での	
		最大減肉量を考慮しても使用済燃料プールの機能が損なわれない厚	
		さ以上のステンレス鋼内張り(以下,「ライニング」という。)を施設	
		することから, 気中落下時の衝突エネルギが落下試験より大きい設備	
		等に対して、適切な落下防止対策(離隔、固縛等又は基準地震動Ss	
		に対する落下防止設計)を実施する。	
		気中落下時の衝突エネルギは、使用済燃料プールライニング面	
		(O.P. m) からの各設備等の設置高さに応じた位置エネルギとす	設計の差異による。
		<u></u> る。	
		気中落下時の衝突エネルギが落下試験の衝突エネルギより小さい	
		設備等については、適切に落下防止するとともに、落下形態を含めて	
		落下試験結果に包含されるため、使用済燃料プール水の減少に繋がる	記載表現の相違によ
		ようなライニングの損傷のおそれはない。	る。
		また、燃料体等については、模擬燃料集合体の落下試験における重	
		量及び落下高さを超える場合があるが、水の浮力及び抗力を考慮する	
		ことで、気中での模擬燃料集合体の衝突エネルギを下回ることを確認	
		している。使用済燃料プールライニングの健全性については、別紙1	
		「燃料集合体落下時の使用済燃料プールライニングの健全性につい	
		て」に示す。	
		さらに、燃料体等については、燃料取扱設備において使用済燃料プ	
		ールライニングへの落下を防止する設計とする。	
		4.2 落下防止対策の検討	
		使用済燃料プール周辺設備等の重量物のうち, 使用済燃料プールへ	
		の落下時に使用済燃料プールの機能に影響を及ぼすおそれのある重	
		量物について、使用済燃料プールとの位置関係、作業計画、ウォーク	
		ダウンの結果を踏まえて網羅的に抽出する。落下防止対策としては,	
		気中落下時の衝突エネルギが落下試験の衝突エネルギより大きい設	
		備等について、使用済燃料プールからの離隔を確保できる重量物は、	
		十分な離隔距離を確保し、必要に応じて固縛又は固定等により落下防	
		止を行う。十分な離隔を確保できない重量物は、基準地震動Ssによ	
		る地震荷重に対し使用済燃料プールへ落下しない設計を行う。	
		STEAM DECITION TO THE COST IN THE TOTAL IN THE PROPERTY OF THE	
		1	1

: 前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の

燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書)

重量物の抽出フロー及び落下防止対策を図 4-1 に、その結果を表 4-1 に示す。 燃料体等については、3. に示したとおり、燃料交換機、原子炉建屋 クレーン及び燃料チャンネル着脱機において、使用済燃料ブールへの 落下を防止する設計とする。 の意用済燃料フール周辺の設備などの検出 の意用済燃料フール周辺の設備などの検出 「定要する設置さないもの (漢下時のエネルギィ15.5k』)
30 (金用語問日フールに対する金質機体・作業計画を強まえ、以下のいずむかのほ下的 上対象を実施 ・構成・運動を含えた。 ・ 通路・通路の・1 に対する電子的止対機 ・ 多を地震的・1 に対する電子的止対機 ・ 3 を地震的・1 に対する電子的止対策

: 前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の

		表 4-1 重	. H 47 - L1				
		表 4-1 重量物の抽出結果及び落下防止対策			プラント固有条件によ		
	#	号 ①使用済燃料ブール周辺 設備等	及ぼさない (落下	もの*! 寺のエネルギ<: !		③使用溶燃料ブールに対す る位置関係。作業計画を踏 まえた落下防止対策	る差異による。
		原子炉建屋原子炉棟	特定不可	高さ 約 26m	評価	基準地震動S s に対する落	
			約 36t	約 12m	× 約4.2MJ	下防止対策 基準地震動Ssに対する落 下防止対策	
		原子炉建屋クレーン	約 333 t	約 20m	× 約 65MJ	基準地震動Ssに対する落 下防止対策	
	4	13,077	-	-	-	離隔、固縛等による落下防 止対策	
		原子炉格納容器 (取扱具含む) 原子炉圧力容器	-	-	-	離隔,固縛等による落下防 止対策 離隔,固縛等による落下防	
		(取扱具含む)	約 19t	約 20m	約 3.6MJ ×	曲腕、固持等による落下的 止対策 離隔、固縛等による落下防	
		1411111 (1848) (1849)	約 300kg 約 260kg	約 24m 約 8.5m	約 71kJ	止対策 _ *2	
		リールゲート類	約 950kg	約 21m	約 9kJ × 約 1 98kJ	離隔, 固縛等による落下防 止対策	
	1	(東接料輸送容器 (取扱具含む)	約 101 t	約 20m	*************************************	正対策 離隔,固縛等による落下防 止対策	
	1	1 電源盤類	-	-	-	離隔,固縛等による落下防 止対策	
	1	2 フェンス・ラダー類	約 180kg	約 24m	× 約 43kJ	離隔, 固縛等による落下防 止対策	
		3 装置類	約 2t	約 21m	※ 約405kJ	離隔,固縛等による落下防 止対策 離隔,固縛等による落下防	
		4 作業機材類	約 4 00kg	約 21m	約 81kJ	前時, 四時寺による将下の 止対策	
	1	- H100 /// /_101m00//	約 2t 約 1t	約 0.3m 約 21m	約 6kJ ×	離隔,固縛等による落下防	
		7 コンケリートフ°ラウ*・ ハッチ類	約 10t	約 20m	約 203kJ ×	止対策 離隔,固縛等による落下防	
	1		約 100kg	約 12m	約 2MJ 〇 約 12kJ	止対策	
					45 1 210		
	注記	*1:落下エネル	·ギが 15. 5	k J (310k	g×5.1m	×9.80665m/s2) 以上	プラント固有条件の
		であれば「	×」,15.	kJ 未満~	であれば	「〇」(高さは,使用	違
		済燃料プー	・ルライニ	ング面ま	での高さ	であり,落下時のエ	(落下エネルギの判)
		ネルギは,	水の浮力	落下中	の水抵抗	を考慮しない気中落	基準を保守的に切り
		下した場合	の保守的	な値とし	ている。)		げている)
						置する場合は、落下	
		時の衝突エ	ネルギの	大小に関	わらず,	社内規程に基づき荷	
		重評価を行	い. 設置	場所や固	定方法に	ついて検討した上で	
		設置する。	, ,,-				
		S-1-1/00					記載表現の相違に
							3.
							(各設備について、)
							下エネルギが最大の
							のを代表として記載
							ているた,注記は不要

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		4.3 落下防止対策の設計	
		a. 離隔,固縛等による落下防止対策	
		(a) その他クレーン、原子炉格納容器、電源盤類等	設計の差異による。
		その他クレーン,原子炉格納容器(取扱具含む),電源盤類等は重	Ī
		量物であり、車輪のような抵抗を緩和させる構造もないことから転倒	J
		を仮定しても使用済燃料プールに届かない距離に設置して離隔を取	l l
		るとともに、必要な固縛等を実施する設計とする。	
		原子炉圧力容器(取扱具含む),内挿物,プールゲート類,使用済燃	*
		料輸送容器(取扱具含む),フェンス・ラダー類,装置類,作業機材	t
		類、試験・検査用機材類、コンクリートプラグ・ハッチ類は、使用済	f
		燃料プールから十分な離隔距離を可能な限り確保し、必要な固縛若し	
		くは固定を実施する設計とする。	
		(b) 内挿物のうち蒸気乾燥器, 気水分離器等	設備名称の相違によ
		蒸気乾燥器,気水分離器等は,原子炉ウェルを挟んで使用済燃料フ	[*] る。
		ールと反対側にあるD/Sプールに設置し, 使用済燃料プールと離隔	1
		距離が十分とれているため、地震時であっても使用済燃料プールに落	F
		下しない。	
		b. 耐震性確保による落下防止対策	
		(a) 原子炉建屋及び使用済燃料プール周辺にある常設設備	
		原子炉建屋原子炉棟については、原子炉建屋原子炉棟3階	
		(0.P m) より上部の鉄筋コンクリート造の壁及び鉄骨造の屋板	
		トラス等を線材、面材により立体的にモデル化した立体架構モデルを	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
		作成し、基準地震動Ssに対する評価を行い、屋根トラスにおいてか	
		平地震動と鉛直地震動を同時に考慮した発生応力が終局耐力を超え	記載表現の相違によ
		ず、使用済燃料プールに落下しない設計とする。原子炉建屋原子炉棚	き る。
		屋根トラスの解析モデルについて図 4-2 に示す。	
		また、屋根については鋼板 (デッキプレート) の上に鉄筋コンクリ	記載表現の相違に。
		ート造の床を設けた構造となっており、地震による剥落はない。原子	· る。
		炉建屋原子炉棟 3 階床面より上部を構成する壁は鉄筋コンクリート	設計の差異による。
		造の耐震壁であり、3階床面より下部の耐震壁とあわせて基準地震動	t l
		Ssに対して落下しない設計とする。なお、使用済燃料プール上部に	-
		ある常設設備としては天井照明があるが、その落下エネルギは気中落	F
		下試験時の燃料集合体の落下エネルギより小さいため検討不要であ	記載表現の相違によ

: 前回提出時からの変更箇所

	燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に		
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		る。また,使用済燃料プール周辺にある重大事故等対処設備としては,	る。
		静的触媒式水素再結合装置及び使用済燃料プールスプレイノズルが	設備名称の相違によ
		あるが, 基準地震動 S s に対して使用済燃料プールに落下しない設計	る。
		とする。	
		耐震設計評価結果については,添付書類「VI-2-9-3-1 原子炉建屋	資料構成の相違によ
		原子炉棟の耐震性についての計算書」,添付書類「VI-2-9-4-4-3-1 静	る。
		的触媒式水素再結合装置の耐震性についての計算書」及び添付書類	
		「VI-2-4-3-2 燃料プール代替注水系の耐震性についての計算書」、添	
		付書類「VI-2-4-3-3 燃料プールスプレイ系の耐震性についての計算	設計の差異による。
		書 に示す。	(女川に該当する設備
			が無いことから記載)
		v ♣ x	
		概略断面図 屋根トラス解析モデル	
		図 4-2 原子炉建屋原子炉棟屋根トラスの解析モデル概要図	設計の差異による。
		(b) 燃料交換機	設備名称及び記載表現
		燃料交換機は、浮上りによる脱線を防止するため、転倒防止装置を	の相違による。
		設置する。転倒防止装置は、走行レールの頭部を転倒防止装置にて抱	の作座による。
		き込む構造であり、燃料交換機の浮上りにより走行及び横行レールよ	
		り脱線しない構造とする。	
		各レールにはレール走行方向に対する脱線を防止するため、ストッ	
		パが設置されているが、地震時等に <mark>走行レール上の燃料交換機又は横</mark>	
		<mark>行レール上のトロリ</mark> が滑り、仮に本ストッパが損傷したとしても、使	
		用済燃料プール側の走行レールについては燃料交換機の幅より建屋	(走行レール及び横行
		壁面との離隔距離の幅のほうが短いことから、燃料交換機がレールか	レールによる燃料交換
		ら脱線するおそれは無く、横行レールについては、燃料交換機ブリッ	機及びトロリの落下防
		ジ上部にレールが敷設されており、トロリが脱線したとしても走行レ	止対策に相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		ール外側(使用済燃料プールエリア外)へ脱線することから,使用済	
		燃料プールに落下することはない。また、横行速度とトロリの高さか	
		ら、脱線後原子炉建屋壁面に到達することもない。 燃料交換機と使	
		用済燃料プールの位置関係を図 4-3 に示す。	
		燃料交換機は、想定される最大重量を上回る定格荷重 kg の吊荷	
		を吊った状態においても、基準地震動 S s に対して使用済燃料プール	る。
		に落下しない設計とする。	設計の差異による。
		耐震設計評価結果については,添付書類「VI-2-11-2-9 燃料交換	資料構成の相違によ
		機の耐震性に関する計算書」に示す。	る。
		図 4-3 燃料交換機と使用済燃料プールの位置関係	設計の差異による。
		(c) 原子炉建屋クレーン	
		原子炉建屋クレーンと使用済燃料プールの位置関係を図 4-4 に示	
		す。また、図 4-4 において、走行及び横行レールの脱線防止ラグの詳	る。
		細を示した断面図を図4-5及び図4-6に示す。	
		原子炉建屋クレーンは、走行及び横行レールからの浮上りによる脱線	
		を防止するため、脱線防止ラグを設置する。脱線防止ラグは、ランウ	の相違による。
		ェイガーダ当り面及び横行レールに対し、浮上り代を設けた構造と	
		し、クレーンの浮上りにより走行及び横行レールより脱線しない構造	
		とする。	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		なお, 走行及び横行レールには, 走行または横行方向への脱線を防	設備名称及び記載表現
		止するため、ストッパが設置されているが、地震時等に走行及び横行	の相違による。
		レール上を原子炉建屋クレーン又はトロリが滑り, 仮に本ストッパが	(走行レール及び横行
		損傷したとしても,走行及び横行レールと建屋壁面との離隔距離よ	レールによる原子炉建
		り,原子炉建屋クレーン又はトロリが走行及び横行レールから脱線す	屋クレーン及びトロリ
		るおそれは無く、使用済燃料プールに落下することはない。	の落下防止対策に相違
			なし)
		原子炉建屋クレーンは、下部に設置された上位クラス施設である使	
		用済燃料プールに対して,波及的影響を及ぼさないことを確認するこ	
		とから、想定される最大質量を上回る定格荷重 125t の吊荷を吊った	
		状態においても、基準地震動Ssに対して使用済燃料プールへの落下	
		を防止する設計とする。	
		耐震性評価結果については,添付書類「VI-2-11-2-8 原子炉建屋	資料構成の相違によ
		クレーンの耐震性に関する計算書」にて示す。	る。
		図 4-4 原子炉建屋クレーンと使用済燃料プールの位置関係	設計の差異による。

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防」 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		図 4-5 脱線防止ラグ (走行レール) の詳細図	記載表現の相違による。
		図 4-6 脱線防止ラグ(横行レール)の詳細図	記載表現の相違による。

: 前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の

	燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の)防止に関する説明書)	T
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		5. 使用済燃料プール内への落下物による使用済燃料プール内の燃料	
		体等への影響評価	
		使用済燃料プール内への落下物によって使用済燃料プール内の燃	
		料体等が破損しないことを計算により確認する。	
		5.1 基本方針	
		(1) 影響評価の基本的考え方	
		4. において気中落下時の衝突エネルギが落下試験の衝突エネルギ	
		より大きい設備等については適切な落下防止対策を実施することか	
		ら,落下試験の衝突エネルギを適用して使用済燃料プール内の燃料体	
		等への影響評価を実施する。	
		以降においては、燃料体等からチャンネルボックスを除いた状態を	設備名称の相違によ
		「燃料集合体」と呼び、評価については、燃料集合体のうち核燃料物	
		質及び核分裂生成物を内包する燃料被覆管が、放射性物質の閉じ込め	
		機能を保持するよう、破損に至るような変形に対して妥当な安全余裕	
		を有することを計算により確認する。	
		Elly occupation / passer / 00	
		(2) 落下物の選定	
		上述のとおり表 4-1 において落下防止対策を施さない重量物によ	資料構成の相違によ
		る落下エネルギを包含できる落下物として、模擬燃料集合体を選定す	る。
		る。	
		(3) 評価方針	
		燃料集合体の概要を図 5-1, 5-2 及び燃料集合体とラックの関係図	資料構成の相違によ
		を図 5-3 に示す。	る。
		燃料集合体の強度評価フローを図 5-4 に示す。	資料構成の相違によ
		燃料集合体の強度評価においては、その構造を踏まえ、落下物によ	る。
		る荷重の作用方向及び伝達過程を考慮し、評価対象部位を選定する。	
		落下物による燃料集合体への影響については、落下物の衝突により生	
		じるひずみが許容値を超えないことを確認する。	
		落下物が同時に複数の燃料集合体に衝突することが考えられるが、	
		保守的に1体の燃料集合体に落下物が衝突するものとして計算を行	
		う。	
		■ / ° 燃料集合体は図 5-3 のとおり、ラック内に貯蔵されている。燃料被	資料構成の相違によ

: 前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の

燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書) 女川原子力発電所第2号機 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機 東海第二発電所 備考 覆管部分はラック内にあるが、燃料集合体上部は露出した状態にあ る。よって、落下物は燃料集合体の上部タイプレートに直接衝突する 名称の相違による。 ものとして評価を行う。 燃料集合体の許容限界は,燃料被覆管の破断伸びに適切な余裕を考 慮した値とする。 チャンネルボックス (燃料集合体には含まれない) 上部タイプレー W: 2+-907F T:9107F p: 部分長機能維 ※ 冷却孔は下部タイプレートの←印の面に設けられる。 図 5-1 燃料集合体の概要 (9×9燃料 (A型)) 資料構成の相違によ チャンネルファスナ エクスパンションスプリング ウォータチャンネル 下部タイプレート W:ウォークチャンネル ※:冷却孔は下部タイプレートの←印の面に設けられる。 図 5-2 燃料集合体の概要 (9×9燃料 (B型)) 資料構成の相違によ

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

	《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
図 5-4 燃料集合体の強度評価フロー 資料構成の相違し る。			第四条 150 0 15 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	資料構成の相違によ

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

		1
	5.2 強度評価方法	
	(1) 記号の定義	
	燃料集合体の強度評価に用いる記号を表 5-1 に示す。	資料構成の相違によ
		る。
	表 5-1 強度評価に用いる記号	
	記 号 単 位 定 義	
	A m² 燃料被覆管の断面積 E MPa 燃料集合体の縦弾性係数	
	E ₁ J 燃料集合体の変形エネルギ L m 燃料被覆管の長さ	
	m kg 落下物の重量 g m/s² 重力加速度	
	h m 落下高さ W J 落下物の落下エネルギ	
	ε p	
	π - 円周率	
	σy MPa 燃料被覆管の耐力	
	(2) 評価対象部位	
	燃料集合体の評価対象部位は、落下物による荷重の作用方向及び	伝
	達過程を考慮し設定する。	
	落下物による衝撃荷重は、落下物が燃料集合体に直接衝突した際	ξ,
	燃料被覆管に作用し、ひずみが発生する。	
	落下物は上部タイプレートに衝突し、押し下げられた上部タイプ	レ 設備名称の相違によ
	ートは上部タイプレートと接続しているすべての燃料棒に荷重を	伝る。
	達するため、落下物による荷重は燃料棒の局所に集中することは	な
	۷٠°	
	このことから、燃料被覆管を評価対象部位とし設定する。	
	(3) 荷重の設定	
	燃料集合体の強度評価に用いる荷重は,表 5-2 の荷重を用いる。	気質料構成の相違によ
	中重量から燃料棒体積分の水の重量のみを減じた各燃料集合体の	実る。
	際の水中重量は、表中の値以下となる。なお、落下エネルギの評価	12
	用いる荷重及び高さについては, 4.1 及び 5.1 (1) に記載のとおり	保
	守的に落下試験と同じ条件とする。	

: 前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防」 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		表 5-2 落下物の諸元	資料構成の相違による。
		(5) 評価方法 燃料集合体の構造図を図 5-5 に、断面図を図 5-6 に示す。燃料集合体の強度評価については、落下物による落下エネルギを用いて評価し、燃料被覆管に生じるひずみを算出する。 燃料集合体への衝突時には、落下物は周辺のラックセルとも衝突することが想定されるが、評価においては保守的に、燃料集合体のみに衝突するものとする。 評価に用いる燃料集合体は保守的に以下の燃料集合体を想定し、評価を行う。 ・評価対象燃料集合体のうち、燃料被覆管断面積と燃料被覆管長さの積が小さくなる 9 × 9 燃料 (A型) 燃料集合体の寸法を使用する。・ 照射に伴い耐力は上昇するが、保守的に未照射時の値を使用する。・ 燃料被覆管の断面積は減肉した照射済みの燃料を想定する。・ 燃料集合体への衝撃荷重は燃料棒 (標準燃料棒のみ)全数で受けるものとする。	\$.
		・ウォータロッドは保守的に無視する。	設備名称の相違による。

: 前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の

	燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の				
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考		
		上述タイプレート 1			
		図 5-5 燃料集合体の構造図	資料構成の相違によ		
		# 5 日本 1 日本	る。 2		
		(a) 燃料集合体の断面図 (b) 燃料接覆管の断面図(公称値)			
		図 5-6 燃料集合体の断面図	資料構成の相違によ		
		a. 衝突影響評価	る。		
			1 乳件タチの担告によ		
		落下物の衝突に伴う荷重は、燃料集合体の上部タイプレートを介て燃料を、ウルークロッドに作用することになるが、落下エネルボ			
		て燃料棒、ウォータロッドに作用することになるが、落下エネルギ			
		全て燃料被覆管の変形に費やされるものとし、この際に燃料被覆管	k=		

: 前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の 燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書) 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機 東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機 備考 生じるひずみを算出する。算出に当たっては、保守的な評価となるよ う燃料被覆管は弾完全塑性体とし、図 5-7 に示すとおり塑性変形に伴 資料構成の相違によ う硬化を考慮しないものとする。 (a) 落下物の落下エネルギ (鉛直成分) $W = m \cdot g \cdot h$ (b) 燃料被覆管の変形エネルギ $E_1 = (S1 + S2) \cdot A \cdot L = (\frac{1}{2} \cdot \sigma_y \cdot \varepsilon_y + \sigma_y \cdot \varepsilon_p) \cdot A \cdot L$ ここで $\varepsilon_y = \sigma_y / E$ (a) 及び (b) より、 $W=E_1$ として塑性ひずみ ϵ 。を求める。 $\varepsilon_{p} = \frac{m \cdot g \cdot h}{A \cdot L \cdot \sigma_{y}} - \frac{1}{2} \varepsilon_{y}$ ただし, $\left(\frac{1}{2}\cdot\sigma_y\cdot\epsilon_y\right)\cdot A\cdot L$ がWよりも大きい場合, $\epsilon_p=0$ (弾 性範囲内)となる。 応力 実際の応カーひずみ線図 弹完全塑性体 (仮定) S 1 S 2 図 5-7 弾完全塑性体の保守性 資料構成の相違によ (イメージ図) 5.3 評価条件 燃料集合体の強度評価に用いる評価条件を表 5-3 に示す。 資料構成の相違によ

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機			る。資料構成の相違による。

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		別紙 1	
		燃料集合体落下時の使用済燃料プールライニングの健全性について	名称の相違による。
		1. 模擬燃料集合体落下試験	資料構成の相違によ
		使用済燃料プールへの燃料集合体落下については,模擬燃料集合体	る。
		を用いた気中落下試験を実施し、万一の燃料集合体の落下を想定した	
		場合においても、ライニングが健全性を確保することを確認している	
		*1	
		試験結果としては,ライニングの最大減肉量は初期値 3.85mm に対	
		して 0.7mm であった。また、落下試験後のライニング表面の浸透探傷	
		試験の結果は、割れ等の有害な欠陥は認められず、燃料落下後のライ	
		ニングは健全であることが確認された。	
		図 1-1 は、気中による模擬燃料集合体の落下試験の方法を示したも	資料構成及び設備名称
		のである。図 1-1 に示す落下試験における模擬燃料集合体重量は、チ	の相違による。
		ャンネルボックスを含めた状態で 310kg と保守的*2であり, 燃料落下	
		高さは燃料交換機による通常の燃料移動高さを考慮し, 5.1m と安全	
		側である。燃料移動高さについては、燃料体等を使用済燃料輸送容器	
		に装荷する場合及び使用済燃料輸送容器から取り出す場合に限り,	
		5.1mよりも高い mとしているが、この場合も燃料体等の水中浮	設備及び評価方法の相
		力を考慮することにより、上記落下試験における落下エネルギ (310kg	違による。
		imes g $ imes$ 5. 1m=15. 5kJ, ここで重力加速度 g =9. 80665m/s²) に包絡される	(女川では浮力のみを
		ことを確認した。	考慮することで,落下
			試験における落下エネ
		模擬燃料集合体	ルギに包絡される)
		liT "	
		下朝タイ・ブレート	
		應下高芒 5100mm	
		ステンレス ライニング	
		3.85mm 500mm	
		□1000ec	
			the fife and the second
		図 1-1 模擬燃料集合体落下試験方法	記載箇所の相違によ

: 前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		注記 *1:株式会社日立製作所,「沸騰水型原子力発電所燃料集合体	る。
		落下時の燃料プールライニングの健全性について」(HLR-	
		050),平成6年12月	
		*2:女川原子力発電所第2号機にて取り扱っている燃料集合体	
		重量 (チャンネルボックス含む。) は,表 2-1 に示すとお	設備名称及び資料構
		り水中で 310kg 未満であることを確認している。 燃料装荷	の相違による。
		時等に使用するダブルブレードガイドも、気中での重量は	
		約 300kg である。	設計の差異による。
			(女川のダブルブレ
			ドガイドは気中重量
			310kg 未満であるた
			水中重量の記載に
			要)
			設計の差異による。
			(女川では浮力の)
			考慮することで, 落
			試験における落下=
			ルギに包絡される)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			記載箇所の相違によ
			る。

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		2. 模擬燃料集合体と実機燃料集合体の落下エネルギの比較	記載表現の相違によ
		模擬燃料集合体の落下エネルギが実機燃料集合体の落下エネルギ	る。
		を上回ることを確認した。表 2-1 に落下物の重量,落下高さ及び落下	(女川は,重量,落下高
		エネルギをまとめる。	さ及び落下エネルギを
			整理)
		表 2-1 落下物の重量,落下高さ及び落下エネルギ	設計の差異による。
		落下物の重量 気中 Ma 水中 M*	
		新型 8 × 8 ジルコニウム フィナ燃料 (A型) (A型) (A型) (A型) (A型) (A型) (A型) (A型)	
		注記*1:実機における使用済燃料プール底面からの吊上げ上限高さ	記載表現の相違によ
		*2:()内は,水中での重量で計算した落下エネルギ *3:水密度は 9.8045×10 ² kg/m³(大気圧・65℃) *4:実機体積は約 m³(メーカ設計値)	出典の差異による。 (女川の出典は、伝熱 工学資料改訂第5版 日 本機械学会) 設計の差異による。 (女川は燃料棒のみの 体積を考慮)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防 東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			記載箇所の相違によ
			3.
			(女川は補足説明資料 に記載)
			(一百山甲以)
			記載箇所の相違によ
			る。
			(女川は補足説明資料
			に記載)